

介護保険

《お問合せ》
福祉介護課介護保険係
☎ 029-885-0340
(内) 113・132・135

介護保険と税の申告

4つのポイント

介護保険料や介護サービスを利用した際にかかる費用等の一部は、「所得税の確定申告」および「村県民税の申告」の際に所得控除の対象となります。控除の種類と、申告に必要な書類等は次のとおりです。

ポイント1 介護保険料（1月～12月の1年間分）は、「社会保険料控除」に！

次の書類を提出することによって、社会保険料控除の対象となります。

【普通徴収】窓口支払いの方は領収書。口座振替の方は役場収納課にて無料で発行する納付額証明書。

【特別徴収（年金天引き）】年金の源泉徴収票。（平成29年1月下旬に年金支給先から郵送）

ポイント2 要介護認定による障がい者認定で、「障害者控除」を！

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちでない場合でも、要介護認定により、障がい者（重度）に準ずる高齢者の方は障害者控除を受けることができます。この場合、介護保険用の「主治医意見書」により障がい者控除を受けるための認定書を発行しますので、詳しくは役場福祉介護課へお問い合わせください。

ポイント3 おむつ代金は、「医療費控除」に！

医師が発行した「おむつ使用証明書」と領収書を提出することにより、医療費控除の対象となります。

◎次のすべての要件に該当する方については、村が発行する「確認書（無料）」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

- ・おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降。
- ・要介護認定を受けている。
- ・要介護認定で使用された主治医意見書の作成日が、おむつを使用した当該年（認定期間が13カ月以上の人は当該年またはその前年）であること。
- ・要介護認定で使用された主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」が『B1、B2、C1またはC2』と記載されていて、なおかつ「尿失禁の発生可能性が『あり』」であること。

ポイント4 介護保険サービス利用料も、「医療費控除」に！

介護サービスや介護予防サービスを利用したときの自己負担額は、その一部または全額が医療費控除の対象となる場合があります。なお、医療費控除を受ける際には、事業者発行の領収書が必要になります。

対象となるサービス		医療費控除の対象になる額
居宅サービス	居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所療養介護（介護老人保健施設または介護療養型医療施設でのショートステイ）……①	・自己負担額（介護サービス費用の1割または2割） ・滞在費（居住費）および食費の全額
	訪問介護（生活援助中心型を除く）、訪問入浴介護、通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護（ショートステイ）……②	・①と併せて利用した場合のみ自己負担額（介護サービス費用の1割または2割） ・滞在費（居住費）および食費は対象外
施設サービス	介護老人保健施設（老人保健施設） 介護療養型医療施設（療養病床等）	・自己負担額（介護サービス費用の1割または2割） ・滞在費（居住費）および食費の全額
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 地域密着型介護老人福祉施設	・自己負担額（介護サービス費用の1割または2割）の2分の1 ・滞在費（居住費）および食費の2分の1

※高額介護サービス費により補填された分は、医療費控除の対象から除かれます。

※すべての介護保険サービスについて、特別な居住費、特別な食費は医療費控除の対象とはなりません。